

敦賀市移住支援制度（全国型）運用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、第8次敦賀市総合計画に基づき、本市への定住移住を促進するとともに、中小企業の人手不足の解消等に資するために、予算の範囲内で本市と福井県が協働して行う移住支援制度（以下、「本制度」という。）を運用することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本要綱に用いる用語の定義は、以下の各号のとおりとする。

- （1）「単身」とは、申込時において世帯員が1人だけの世帯をいう。
- （2）「世帯」とは、移住元において2人以上の世帯員が同一世帯に属しており、かつ、申込時において2人以上の世帯員が同一世帯に属している世帯をいう。
- （3）「移住」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをいう。
 - ア 住民票を移す直前に連続して5年以上福井県外に在住していたこと。
 - イ 本制度の支援の申込日から3年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
- （4）「支援対象者」とは、本制度の支援の要件を満たす者をいう。
- （5）「申込者」とは、前号に定める支援対象者のうち、本制度の支援に申込を行う単身の者又は世帯の代表者をいう。
- （6）「Uターン」とは、第3号の要件を満たす以前に、5年以上継続して本市に住民登録のあった者が本市に移住することをいう。
- （7）「正規就労」とは、次に掲げる事項の全てに該当する就労をいう。
 - ア 移住支援金の申込日から3年以上継続して勤務する意思を有する者が、週20時間以上の無期雇用契約に基づき、法人等に就労すること。
 - イ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- （8）「起業」とは、次に掲げる要件のいずれかを満たすことをいう。
 - ア 本制度の支援の申込日から1年未満の間に、福井県が定める福井型スタートアップ創業支援事業交付要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受け、本市内において、事業を開始していること。
 - イ 本制度の支援の申込日から1年未満の間に、金融機関から起業に係る資金の融資を受け、本市内において、事業を開始していること。

（支援の要件）

第3条 本制度の支援の要件は、次の各号の全てに該当することをいう。

- （1）申込日において、本市に住民登録されていること。
 - （2）申込日において、正規就労又は起業してから3か月以上連続して在職していること。
 - （3）申込日において、本市に移住した日から3か月以上かつ1年未満であること。
 - （4）申込日の属する年度の4月1日において、単身の者は30歳未満、世帯の代表者は40歳未満であること。
- 2 前項の規定に関わらず、支援対象者又は世帯員のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、支援を行わない。
- （1）初回の申込後、市外に生活の拠点を移した者であって、再度の申込を行う者
 - （2）国又は地方公共団体等による同様の補助制度を利用している者
 - （3）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者

- (4) 日本人以外の者。ただし、外国人であつて、出入国管理に関する特例法に定める「永住者」、「日本人配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有している場合はこの限りではない。
- (5) その他、市長が支援の対象として不適当と認めた者。

(支援の内容)

- 第4条 本制度の支援の内容は、別表のとおり、予算の範囲内で、福井県デジタル地域通貨「ふくいはいびコイン」による交付とし、現金での交付は行わない。
- 2 前項に規定する支援は、年に1回とし、毎年度3月に交付する。

(事前相談の実施)

- 第5条 支援を受けようとする者は、次条の申込み前に本市に事前相談を行い、支援要件の確認、必要な助言・指導等を受けなければならない。

(支援の申込)

- 第6条 支援を受けようとする者は、4月1日から2月15日までの期間に、支援申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 就労証明書（様式第2号）
 - (2) 本人確認書類
 - (3) 移住であることを証明する書類
 - (4) その他要件に適合することを証明する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(報告及び立入調査)

- 第7条 本市及び福井県は、必要があると認めるときは、申込者及び就労する法人等に対し、報告及び調査を求めることができる。

(支援の停止)

- 第8条 支援を受けた者が、本市から3年を経過するまでの間に本市から転出したことが確認された場合は、交付した福井県デジタル地域通貨「ふくいはいびコイン」の未利用分について、利用を停止する。

(雑則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援制度に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年8月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表 福井県デジタル地域通貨「ふくいびコイン」交付ポイント一覧表

区 分	Uターン		Uターン以外	
	世 帯	単 身	世 帯	単 身
1 年目	150, 000	100, 000	100, 000	50, 000
2 年目	150, 000	100, 000	100, 000	50, 000
3 年目	200, 000	100, 000	100, 000	50, 000
合 計	500, 000	300, 000	300, 000	150, 000

※1 ポイント＝1 円として利用可